

**チェコ
特許規則**

発明及び工業意匠に係る手続に関する 1990 年 12 月 11 日の産業財産庁法令第 550 号
1991 年 1 月 1 日施行

目次

第 1 部 発明に関する手続

第 1 章 発明出願

第 1 条

第 2 条

第 3 条 特許願書

第 4 条

第 5 条

第 6 条 発明の説明

第 7 条 微生物発明の生産の説明にかかる特別要件

第 8 条 特許クレーム

第 9 条 函面

第 10 条 要約

第 2 章 発明出願手続

第 11 条

第 12 条

第 13 条 拒絶された発明出願

第 14 条 許容される発明出願の変更

第 15 条 完全審査

第 16 条 特許登録簿

第 17 条 ライセンスの登録

第 3 章 国際発明出願手続

第 18 条

第 19 条

第 4 章 確認審決手続，特許取消手続，強制ライセンス手続及び発明者証の特許への変更手続

第 20 条 確認審決手続

第 21 条 特許取消手続

第 22 条 強制ライセンス手続

第 23 条 発明者証の特許への変更手続

第 2 部 工業意匠にかかる手続

第 1 章 工業意匠出願

第 24 条

第 25 条

第 26 条 工業意匠の登録簿への記録の請求

第 27 条

第 28 条

第 29 条
第 30 条
第 31 条 図解
第 32 条
第 33 条 工業意匠の説明
第 2 章 工業意匠出願手続
第 34 条
第 35 条
第 36 条
第 37 条
第 38 条
第 39 条
第 40 条
第 3 章 確認審決，工業意匠の登録簿からの取消手続及びライセンスの登録
第 41 条 確認審決
第 42 条 工業意匠の登録簿からの取消手続
第 43 条 ライセンスの登録
第 3 部 最終規定
第 44 条

第 1 部 発明に関する手続

第 1 章 発明出願

第 1 条

出願は、産業財産庁(以下「庁」という。)に、チェコ語による書面をもって行う。

第 2 条

(1) 発明出願は、謄本 2 通による特許願書、発明の説明、その図面、少なくとも 1 の特許クレーム並びに要約の原本及び謄本 2 通並びに必要な付属書から成るものとする。原本は、高質の複写又は印刷が可能なものでなければならない。

(2) 出願人が発明者自身でない場合又は出願人が法律第 9 条の規定に基づいて特許を受ける権利を有さない場合は、特許を受ける権利の取得に関する書類を発明出願に添付する。

第 3 条 特許願書

(1) 特許願書は、次を含むものとする。

(a) 出願人の姓名、住所及び国籍。出願人が法人である場合は、その名称及び本拠

(b) 発明者が出願人でない場合は、発明者の姓名、住所及び国籍

(c) 出願人が代理されている場合は、代理人の姓名及び住所。出願人が法人により代理されている場合は、当該法人の名称及び本拠を記載する。

(d) 発明の名称

(e) 特許付与を請求するという出願人の意思の表明

(f) 出願人又はその代理人の署名

(2) 特許願書は、定められた標準に従って作成しなければならない。

第 4 条

(1) 出願人が法律第 27 条により国際条約に基づく優先権を主張する場合は、優先権が生じる出願日及び番号並びに国際条約に基づいて出願した国又は出願した当局を願書に記載する。

(2) 出願人が複数の優先権を主張している場合は、同時に、優先権がどの特許クレームにかかるものかを記載する。

第 5 条

複数の共同出願人が特許願書を提出し、かつ共同代理人を有さない場合は、庁の情報及び決定を何れに送付するべきかを願書に記載する。

第 6 条 発明の説明

(1) 発明の説明には次を含むものとする。

(a) 発明の名称

(b) 発明にかかる技術分野

(c) 現在の技術水準の特性

(d) 現在の技術水準に照らした発明の特質及び長所又は短所の開示

- (e) 図面が添付されている場合，その説明
 - (f) 発明の実施例
 - (g) 発明の産業上の利用方法
- (2) 発明の説明の謄本 1 通には，出願人又はその代理人が署名する。
 - (3) 発明の説明は，定められた標準に従って作成する。

第 7 条 微生物発明の生産の説明にかかる特別要件

- (1) 発明の主題が生産目的での産業上の微生物若しくはその他のバイオテクノロジー上の生成物又はその生産若しくは使用の方法である場合は，その形態学的及び生理学的特性の範囲を定め，公的保管場所での寄託番号を記載し，かつこれが人為的に取得されたとの証拠を，再現できる実施例の形で提示する。
- (2) 出願人は，庁の求により，法律第 26 条(2)に基づく義務の履行を証明しなければならない。

第 8 条 特許クレーム

- (1) 特許クレームにおいては，請求する保護の主題を明示する。特許クレームは，明確，簡潔であり，かつ説明により裏付けられなければならない。特許クレームの謄本 1 通には，出願人又はその代理人が署名する。
- (2) 特許クレームは，定められた標準に従って作成する。

第 9 条 図面

発明の特質は，必要であれば，発明の基礎となっている原理及びすべての特性についての図式により説明する。図面は，定められた標準に従って作成する。図面の謄本の 1 通には，出願人又はその代理人が署名する。

第 10 条 要約

- (1) 要約は，技術的情報の目的のためだけに用いるものとする。
- (2) 要約には，発明の名称並びに説明，特許クレーム及び図面に提示する事柄の簡単な摘要を記載する。
- (3) 要約は，定められた標準に従って作成する。要約は，職権により補正することができる。

第 2 章 発明出願手続

第 11 条

- (1) 庁は，発明出願に出願日を記載し，これに参照番号を付し，かつ出願人に発明出願証明書を発行する。
- (2) 発明出願は，出願人の表示，特許付与を求めるとの出願人の意思表示，発明の説明を明白に提示する個所及び特許クレームを含む場合に，提出されたものとみなす。

第 12 条

庁は，発明出願を発明出願登録簿に登録する。発明出願登録簿には次を記録する。

- (a) 出願の参照番号
- (b) 国際特許分類に基づく発明の分類
- (c) 出願日
- (d) 発明者の姓名及び住所
- (e) 出願人及び、出願人が代理されている場合は、代理人の表示
- (f) 発明の名称
- (g) 該当する場合は、国際条約に基づいて主張する優先権に関する情報
- (h) 出願の処理を担当する庁の審査官の名称
- (i) ライセンスの申出
- (j) 個々の出願にかかる庁の事項及び措置に関する情報

第 13 条 拒絶された発明出願

- (1) 発明出願が法律第 26 条(1)の要件を満たさないと庁が認める場合は、庁は、出願人が一定期限内に当該瑕疵を補正するよう求める。拒絶された発明出願は、出願人が瑕疵を補正した上で最初の出願から 3 月以内に提出する場合は、最初の出願の優先権を有する。また、出願人は、特許付与の日まで、自己の発案により、発明出願を分割することができる。
- (2) 法律第 33 条に基づく完全審査開始後に出願が拒絶され、又は分割された場合は、拒絶された出願が完全審査を求める請求がなされた出願であるとみなす。
- (3) 拒絶された出願については、出願人は、拒絶の時点における最初の出願にかかる手続の段階に相応する手数料を支払わなければならない。

第 14 条 許容される発明出願の変更

特許手続の間になされた発明出願の補正及び変更は、最初の出願の範囲を超えてはならない。

第 15 条 完全審査

- (1) 発明出願の完全審査が出願人以外の者の請求により開始された場合又は職権により開始された場合は、庁は、この事実を出願人に通知する。
 - (2) 複数の者が互いに独立して発明出願の完全審査を請求する場合は、庁は、最初に到達した請求に基づいて完全審査を開始する。
- 庁は、2 番目以下に請求を提出した者にこの事実を通知する。

第 16 条 特許登録簿

- (1) 庁は、特許を付与した発明を特許登録簿に記録する。
- (2) 各発明の次の資料を特許登録簿に記録する。
 - (a) 特許の番号
 - (b) 特許付与日
 - (c) 庁の公報(以下「公報」という。)において特許付与を公告した日
 - (d) 発明の名称
 - (e) 発明出願の日及びその参照番号
 - (f) 発明出願の公開日
- (g) 該当する場合は、国際条約に基づく優先権に関する情報

- (h) 特許権者及びその住所又は代理人の住所
- (i) 国際特許分類に基づく発明の分類
- (j) 発明者の姓名及び住所
- (k) 特許の譲渡
- (l) ライセンス
- (m) ライセンスの申出
- (n) 強制ライセンス
- (o) 先使用者の権利
- (p) 特許の取消又は部分的取消
- (q) 特許の手数料の支払
- (r) 特許の消滅
- (s) その他の確定的な資料

第 17 条 ライセンスの登録

- (1) ライセンス契約の特許登録簿への記録を求める請求は、書面により庁に提出する。
- (2) 請求にはライセンス契約の謄本 2 通を添付する。これは、ライセンス付与の対象である発明、ライセンス取得者及び付与された権利の範囲を明確に表示するものでなければならない。

第 3 章 国際発明出願手続

第 18 条

法律第 24 条(2)に基づく国際発明出願(以下「国際出願」という。)は、国際調査機関の定められた言語である英語、ドイツ語、フランス語又はロシア語の謄本 3 通により庁に対して行う。

第 19 条

- (1) 国際条約に基づいてチェコ共和国における特許付与を求める国際出願の出願人は、優先権の発生後 21 月の期限内に、庁(これが指定庁である場合)に対して、出願のチェコ語翻訳の謄本 3 通を提出し、かつ特別規則に従ってそれぞれの手数料を支払わなければならない。庁が指定官庁である場合は、出願人は、優先権の発生後 30 月の期限内に、出願のチェコ語翻訳の謄本 3 通を提出し、かつ特別規則に従ってそれぞれの手数料を支払うものとする。
- (2) 出願人が(1)に定める条件を満たした場合は、庁は、出願人の請求により、(1)に定める期限より前にも国際出願手続を開始することができる。

第 4 章 確認審決手続、特許取消手続、強制ライセンス手続及び発明者証の特許への変更手続

第 20 条 確認審決手続

- (1) ある主題がある特許の範囲内にあるか否かの決定は、謄本 2 通による書面をもって庁に請求する。

(2) 請求には、確認審決の法律上の利益の証拠、所要の資料及び確認審決を付与するのに必要な添付書類を添える。書類は謄本 4 通をもって提出する。

(3) 庁は、手続の当事者に対して、請求についての意見を提示するよう、また、必要であれば、所要の書類を提出するよう求める。当事者が定められた期限内に意見を提示しない場合でも、請求について審決を下すことを妨げない。

第 21 条 特許取消手続

(1) 特許取消の提案は、謄本 2 通による書面をもって庁に提出する。

(2) 提案は、事実即した根拠がなければならず、かつ実質的な証拠が提示されなければならない。

(3) 庁は、特許権者に対して、提案についての意見を提示するよう求める。定められた期限内に提示しない場合でも、提案について決定を下すことを妨げない。

第 22 条 強制ライセンス手続

(1) 強制ライセンス付与は、謄本 2 通をもって庁に請求する。

(2) 請求は、事実即した根拠がなければならず、かつ立証されなければならない。

(3) 庁は、強制ライセンスに関する決定において、ライセンスの範囲を特定する。

第 23 条 発明者証の特許への変更手続

(1) 法律第 81 条(4)の規定に定める発明者は、有効な発明者証の特許への変更を謄本 2 通をもって庁に請求する。

(2) (1)にいう発明が複数の共同発明者の共同の創造努力によりなされたものである場合は、共同発明者は、発明者証の特許への変更のための共同出願を行う。当該複数共同発明者に共同代理人がない場合は、庁の決定の伝達先となるべき共同発明者 1 名の名称及び住所を記載する。

(3) 発明者証の特許への変更請求には、発明の名称、発明者証の番号及び付与日並びに発明処分権を有する組織又はそのような権利を取得した組織の名称を記載する。

(4) 庁は、発明者証の特許への変更請求を公報に公告する。何人も、発明者証の特許への変更請求の公告日から 3 月以内に、発明者証の特許への変更に異議を提起することができる。この期限の不遵守は許容されない。

(5) 庁は、発明者証の特許への変更にかかる決定を公報に公告する。

(6) 発明者証の特許への変更請求に基づいて付与した特許の有効期間は、発明出願日から 15 年とする。発明者証の特許への変更請求に基づいて付与した特許の権利は、発明者証の特許への変更請求の公報での公告の日を開始する。

第 2 部 工業意匠にかかる手続

第 1 章 工業意匠出願

第 24 条

- (1) 工業意匠は、チェコ語により作成された書面により庁に出願する。
- (2) 1 の工業意匠の複数出願には、同一種類の物品又は一括使用を目的とする 1 組の物品で同一の物品分類に属するものの外観については最大限 20 の方法しか含めることができない。

第 25 条

- (1) 工業意匠出願には、工業意匠の登録簿への記録を求める請求、原図解 1 通及び工業意匠の謄本 4 通又は工業意匠の説明書の謄本 5 通を含める。
- (2) 工業意匠の複数出願の場合は、各外観について工業意匠の図解又は説明を提出する。各外観にはアラビア数字の番号を付す。
- (3) 工業意匠の複数出願には、出願に含まれる物品の一覧を添付する。
- (4) 出願人が工業意匠の創作者でない場合又は法律第 44 条の規定に基づいて工業意匠を出願する権利がない場合は、出願には、出願人の工業意匠を出願する権利に関する書類を添付する。

第 26 条 工業意匠の登録簿への記録の請求

工業意匠の記録の請求書には次を記載する。

- (a) 出願人の姓名、住所及び国籍。出願人が法人である場合は、その名称及び本拠を記載する。
- (b) 工業意匠創作者が工業意匠の出願人でない場合は、創作者の姓名、住所及び国籍
- (c) 出願人が代理されている場合は、代理人の姓名及び住所。出願人が法人により代理されている場合は、その名称及び本拠を記載する。
- (d) 工業意匠の名称
- (e) 工業意匠の登録簿への記録を求めるという出願人の意思表示
- (f) 出願人又は代理人の署名

第 27 条

出願人が法律第 48 条(2)に従い国際条約に基づく優先権を主張する場合は、出願人は、優先権が発生した出願の日及び番号を願書に記載し、かつどこで出願したかについて記述する。

第 28 条

- (1) 庁は、チェコ共和国の領域において開催された個々の博覧会において展示された物品について工業意匠創作者が優先権(博覧会優先権)を主張する権利を与えることができる。
- (2) 庁は、個々の博覧会において博覧会優先権を主張する権利を公報に公告する。

第 29 条

- (1) 出願人が法律第 49 条の規定に基づいて博覧会優先権を主張する場合は、出願人は、物品

が博覧会に出品された日及び博覧会が開催された期間を出願に記載する。

(2) 博覧会優先権を主張する出願には、出願の中で図解又は説明されている物品が博覧会で展示された物品と同一であることについて及び物品の博覧会への出品日又は博覧会での展示日に関する情報についての博覧会の組織者による確認を含める。

第 30 条

工業意匠が複数の共同出願人により出願され、かつ共同出願人に共同代理人がない場合は、共同出願人は、庁の報告及び決定の郵送宛先人として、共同出願人の 1 人を指名する。

第 31 条 図解

物品の外観のすべての特徴を写真又は図面による図解(ただし、製作図又は略図でないもの)で明確に説明するものとする。これは、物品の外観の形状、輪郭又は色彩の特性を明確に示すのに必要なだけの図を用いた具体的なものでなければならない。

図面の複写の 1 には出願人又は代理人が署名する。

第 32 条

(1) 写真又は図面は、印刷及び複写のための必要条件を満たすものでなければならない。

(2) 写真又は図面は、小さくとも A6 又は大きくとも A5 のサイズでなければならない。保護の主題が物品の外観の色彩表現である場合は、色付の図解を提出しなければならない。

(3) 物品外観の写真は、写 5 葉を提出する。物品外観の図面は、原図 1 通及び写 4 通を提出する。

(4) 図面に示される個々の構成部分には、説明の中で用いる指定方法と合致する参照符合(アラビア数字又は標準的な記号)を順番を追って付す。写真又は図面に本文又は説明を書き込んで서는ならない。

第 33 条 工業意匠の説明

(1) 工業意匠の説明には、物品外観の特性を主として構成する特徴の摘要書を付す。出願人又は代理人は、工業意匠の説明書の謄本の 1 に署名する。

(2) 使用する特別用語は、一般に用いられる用語でなければならない。

(3) 工業意匠の説明書は、印刷及び複写のための必要条件を満たすように作成する。

第 2 章 工業意匠出願手続

第 34 条

(1) 庁は、工業意匠出願に出願日を付し、出願を工業意匠出願登録簿に記録し、工業意匠出願の受領証を出願人に発行する。

(2) 工業意匠出願は、出願人の名称、工業意匠登録簿への工業意匠の記録を求めるという出願人の意思表示及び保護を求めている物品の外観の図解を包含している場合に、提出されたものとみなす。

第 35 条

次の資料を工業意匠登録簿に記録する。

- (a) 工業意匠出願の参照番号
- (b) 国際分類に基づく工業意匠の名称及び分類
- (c) 工業意匠出願についての資料及び場合によっては優先権についての資料
- (d) 工業意匠創作者の姓名及び住所
- (e) 出願人の表示及び出願人が代理されている場合は代理人の表示
- (f) 工業意匠の名称
- (g) 該当する場合は国際条約に基づいて主張される優先権に関する資料又は博覧会優先権に関する資料
- (h) 出願の処理を担当する庁の審査官の名称
- (i) 出願にかかる個々の提出事項に関する情報及び庁の措置に関する情報

第 36 条

庁は、工業意匠の複数出願を単一の事案として処理する。

第 37 条

庁は、出願人から請求があった場合は、法令が定めるすべての条件を満たすと認める工業意匠であっても工業意匠出願日から 6 月未満の時期には工業意匠登録簿に記録しない。

第 38 条

次の資料は、各工業意匠について工業意匠登録簿に記録する。

- (a) 工業意匠の登録番号及び登録に関する庁の決定についての資料
- (b) 国際分類に基づく工業意匠の名称及び分類
- (c) 工業意匠の出願日又はその優先権に関する資料
- (d) 工業意匠権者又はその代理人の姓名及び住所(名称及び本拠)
- (e) 工業意匠の参照番号
- (f) 工業意匠の創作者の姓名及び住所
- (g) 工業意匠権の譲渡
- (h) ライセンス合意
- (i) 先使用者の権利
- (j) 工業意匠の登録簿からの取消
- (k) 工業意匠の登録簿への登録の有効期間の延長
- (l) 工業意匠の登録簿への登録の消滅

第 39 条

庁は、工業意匠登録証に、第 38 条(a)から(f)までに列挙した資料を記載する。

第 40 条

工業意匠の登録簿への登録有効期間の延長は、書面により申請する。

第3章 確認審決，工業意匠の登録簿からの取消手続及びライセンスの登録

第41条 確認審決

- (1) 申請書の中で図解し，又は説明する外観が特定の登録工業意匠の範囲内にあるか否かについての確認は，謄本2通をもって庁に申請する。
- (2) 申請人は，申請において，法律上の利益を証明するとともに，確認審決を下すのに必要な資料及び書類を添付するものとする。書類は，謄本4通をもって提出する。
- (3) 庁は，手続の当事者に対して，申請に関する意見を提出するよう，また必要であれば，適当な書類を提出するよう求める。定められた期限内に提出されない場合でも，申請について審決を下すことを妨げない。

第42条 工業意匠の登録簿からの取消手続

- (1) 提案は，謄本2通の書面(付属書を含む。)により庁に提示する。
- (2) 提案は，事実即した根拠がなければならず，かつ実質的な証拠により証明されなければならない。
- (3) 庁は，工業意匠権者に対して，提案に対する意見を提出するよう求める。定められた期限内に提出されない場合でも，提案について決定を下すことを妨げない。

第43条 ライセンスの登録

- (1) ライセンス契約の工業意匠登録簿への記録は，書面により庁に申請する。
- (2) 申請書には，ライセンスの対象である登録工業意匠，ライセンスから生じる権利の取得者の名称及び付与された権利の範囲を明確に表示するライセンス書の謄本2通を添付する。

第3部 最終規定

第44条

本法令は、1991年1月1日に施行する。